

事務事業名		納税貯蓄組合等の振興事業		実施計画登載事業		総合戦略登載事業					
政策体系	政策名	自立した行政経営の確立		事業期間		予算科目					
	施策名	健全な財政運営の推進		年度～		会計	款	項	目	事業	
	基本事業名	自主財源の確保と公有財産等の適正管理				01 10	02 01	02 02	02 01	02 00	
根拠法令		納税貯蓄組合法				事務事業区分					
所属	部課名	総務部税務課		A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 助助金等 E 一般(A~D以外)							
	課長名	熊澤 正彦									
	係 名	収納係	電話						27-3111		
	担当者	伊藤真紀子	内線						152		
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						全体計画(※期間限定複数年度のみ)					
①市納税貯蓄組合連合会及び各地域納税貯蓄組合へ補助金を交付しながら、組合等の育成及び指導を行うことにより納税意識の高揚を図る事務 ②主な業務は以下のとおり 毎月 ①税額変更通知書を送付、②還付済通知書を送付、③組合員異動の入力、 ④市税納付連絡票の取りまとめ、⑤各税賦課の際に税額一覧表を作成 4月～6月 ①事務費補助金を交付、②市補助金の申請、③市納税貯蓄組合総会の開催 1月～3月 ①市納税貯蓄組合連合会報の発行、②納税貯蓄組合長会議を開催、③市税納期限一覧表の全戸配付 ③事業費は、市納税貯蓄組合連合会及び各地域納税貯蓄組合への事務費補助金として支出される。						総 投 入 量 (千 円)	国庫支出金				
							都道府県支出金				
							地方債				
							その他				
							一般財源				
							事業費計(A)	0			
						人件費	正規職員従事人数				
						延べ業務時間					
						人件費計(B)	0				
						トータルコスト(A)+(B)	0				

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

市納税貯蓄組合連合会の各種事務及び総会の開催、各地域納税貯蓄組合の事務指導及び事務費補助金を交付することで、組合活動の活性化を図った。
また、補助金の見直しを行った。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

市納税貯蓄組合連合会の各種事務及び総会の開催、各地域納税貯蓄組合の事務指導及び事務費補助金を交付することで、組合活動の活性化を図る。

② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等

市納税貯蓄組合連合会及び各地域納税貯蓄組合

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

市納税貯蓄組合連合会活動及び各地域納税貯蓄組合活動の活性化を図る。

④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

活動を活性化することで、市税徴収率の低下を防ぎ、納期内納付により安定した自主財源の確保を図る。

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 市納税貯蓄組合連合会の事務費補助金	千円
イ 各地域納税貯蓄組合の事務費補助金	千円
ウ	

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 市納税貯蓄組合連合会	団体
キ 各地域納税貯蓄組合	団体
ク	

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 納税貯蓄組合市税取扱割合	%
シ 納税貯蓄組合加入世帯数	世帯
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

事業費 投入量	年度 単位	27年度(実績)						28年度(実績)						29年度(目標)						30年度(目標)						31年度(目標)						32年度(目標)					
		27年度(実績)						28年度(実績)						29年度(目標)						30年度(目標)						31年度(目標)						32年度(目標)					
財 源 内 訳	国庫支出金 千円																																				
	都道府県支出金 千円																																				
	地方債 千円																																				
	その他 千円																																				
	一般財源 千円																																				
	事業費計(A) 千円																																				
人 件 費	正規職員従事人数 人																																				
	延べ業務時間 時間																																				
	人件費計(B) 千円																																				
	トータルコスト(A)+(B) 千円																																				
⑤活動指標	ア 千円																																				
	イ 千円																																				
	ウ																																				
⑥対象指標	カ 団体																																				
	キ 団体																																				
	ク																																				
⑦成果指標	サ %																																				
	シ 世帯																																				
	ス																																				

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

- ① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

昭和26年に納税貯蓄組合法が制定され、地方公共団体が納税貯蓄組合の事務費を補助することが法律に明記された。

(2) 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

各地域納税貯蓄組合は、税の口座振替制度の導入や個人のプライバシー保護の関係などにより、加入世帯数が減少するとともに、組合数も減少傾向にある。

また、国民健康保険税、市・県民税の年金からの特別徴収開始(国保税:平成20年度～、市・県民税:平成21年度～)や組合の解散などにより、納税貯蓄組合の市税取扱割合と補助金交付額も減少傾向にある。

(3) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

育成に十分な補助金を支出すべきとの意見もあるが、納税貯蓄組合法により事務経費に対する補助として限定されていることから、他の自治体においては縮減の傾向にある。こうしたもので、事務費補助金交付基準を見直すこととし、平成30年度交付分から2年間の経過措置を経て削減を行うこととした。また、市連合会への補助金についても、平成28年度から見直しを行い、補助金額を削減した。

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】 	組合活動を活性化させることは、組合員の確保と納税意識の高揚につながり、自主財源の確保に結び付く。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】 	法律(納税貯蓄組合法)で地方公共団体が事務費補助金を支出することが認められており、また、自主財源の確保の観点からも組合の果たす役割は重要であることから、事務経費を補助する必要がある。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】 	納税貯蓄組合法に規定がある。
有効性評価	④ 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 	加入世帯数と組合数が減少傾向にあるが、高齢化が進み後継者が育ちにくい現状において、市税取扱割合と加入世帯数の増加を図ることは困難な状況である。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】 	廃止・休止した場合、市納税貯蓄組合連合会及び各地域納税貯蓄組合の事務費は加入組合及び組合員が全額を負担することになり、活動に大きな支障をきたし、解散する地域納税貯蓄組合の増加が見込まれる。地域納税貯蓄組合の解散は、税の徴収に大きな影響を及ぼし、自主財源の確保に支障をきたすと考えられる。
効率性評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 	事務費補助金の交付基準を見直し、平成30年度交付分から2年間の経過措置を経て補助金を削減することとし、平成28年度の納税組合長会議で決定した。基本的には、平成32年度までは見直方針により補助することとなる。また、市連合会への補助金についても、平成28年度から見直し、補助金を削減している。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 	これまで様式の一元化や電算システムの改善により業務時間を削減してきたが、納税組合の納付状況を確認する作業等があるため、これ以上の業務時間の削減余地はない。
公平性評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】  <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 	法的に認められている事務であることから、公平性に問題はない。
	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？		

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性

- ① 現状維持
② 改革改善(縮小・統合含む)
③ 終了・廃止・休止



(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

(2) 改革・改善による期待成果

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる結果について該当欄に「●」を記入する。
(終了・廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成績	向上			
		●	X	X
成績	維持		X	X
				X

4 課長等意見

(1) 今後の方向性

- ① 現状維持
② 改革改善(縮小・統合含む)
③ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

納税貯蓄組合への補助金の見直しと併せて、今後は連合会の事業についても見直しを検討する必要がある。